同　窓　会　会　則

総　　　則

第 1 章　名称、事務所

第 1 条　本会は、長崎県立佐世保工業高等学校同窓会と称する。

第 2 条　本会の事務所は、長崎県立佐世保工業高等学校内に置き、他に事務所を設けることが出来る。

第 2 章　目　　的

第 3 条　本会は、会員の向上発展ならびに相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与するをもって目的とする。

第 3 章　事　　業

第 4 条　本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

⑴　会員名簿及び会誌の発行

⑵　会員の就職斡旋

⑶　会員の学術研究の援助

⑷　その他本会の目的達成のために必要と認めた事項

第 4 章　組　　織

第 5 条　本会は、会員及び名誉会員をもって組織する。

（一）　会員の資格は次の通りとする。

⑴　長崎県立佐世保工業学校卒業生

⑵　長崎県立佐世保商工高等学校工業部卒業生

⑶　長崎県立佐世保工業高等学校卒業生

⑷　長崎県立佐世保商業高等学校江迎分校採鉱科卒業生

⑸　その他上記学校に在学したる者及び理事会が承認したる者

（二）　名誉会員は、旧職員及び現職員ならびに本会の趣旨に賛同する者にして理事会が承認したる者

第 5 章　役　　員

第 6 条　本会に次ぎの役員をおく。

⑴　会長　1名　⑵　副会長　若干名

⑶　理事　相当数（支部長＋推薦者）

⑷　常任理事　20名　⑸　会計　1名　⑹　監査　2名　⑺　事務局長　1名

⑻　相談役　若干名　⑼　顧問　若干名　⑽　名誉会長　1名

第 7 条　会長は、理事会の推薦によって定め、総会の承認をうけるものとする。会務を統轄し本会を代表する。

第 8 条　副会長は、理事の互選とし、会長を補佐し、会長事故ありたる時は、その職務を代行する。総会の承認をうけるものとする。

第 9 条　理事は、次に該当する者とする。

⑴　支部長

⑵　各科の代表者として推薦された会員で会長が委嘱したる者、理事は会員相互の連絡及び会務の運営にあたる。

第 10 条　常任理事は、理事の中より互選する。

第 11 条　監査は、役員（常任理事・理事）の中より互選し、会務全般の監査を行う。総会の承認を受けるものとする。

第 12 条　会計は、母校会員より選出し会計の任にあたる。理事会の承認を受けるものとする。

第 13 条　事務局長は、副会長の中より互選し、事務局の運営にあたる。総会の承認を受けるものとする。

第 14 条　相談役は、会長が選出し、委嘱する。会長の諮問に応ずる。

第 15 条　顧問は、会長が選出し委嘱する。現校長は、顧問に委嘱するものとする。

第 16 条　名誉会長は、会長が選出し委嘱する。

第 17 条　役員の任期は、総会終了後の４月１日から２ヶ年とする。但し、再任を妨げない。役員に、欠員を生じた場合は、理事会の承認を得て補充することができる。但し、任期は前任者の任期とする。

第 6 章　会　議

第 18 条　本会は、次の会議により運営する。

⑴　総会　⑵　理事会　⑶　常任理事会　⑷　役員会

第 19 条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は、隔年毎に開く。臨時総会は、会長が必要と認めたる時、及び、理事会の請求ありたる時に召集する。

第 20 条　総会の決議事項は次の通りとする。

⑴　会則の変更　⑵　会計予算及び決算の審議

⑶　役員改選の承認　⑷　その他、特に重要な事項

第 21 条　理事会は、会長が召集し次の事項を審議する。

⑴　総会の召集及び提出議案　⑵　会運営の具体的方針

⑶　その他、必要な事項

第 22 条　常任理事会は、会長・副会長・常任理事で構成し、会長が必要と認めたるとき召集する。

第 23 条　役員会は、会長・副会長で構成し、緊急事項について審議決定する。

第 24 条　会議の決議は、出席者の過半数をもって決する。

細　則

第 1 章　会　費

第 25 条　会費は、終身会費とし在学中に納入するものとする。その他、必要に応じて総会の決議により臨時会費を徴収することができる。

第 26 条　本会は、特別維持会員制度を設けることができる。維持会員は、特別会費を納入するものとする。

第 2 章　会　計

第 27 条　本会の、会計年度は毎年４月１日より翌年３月31日までとする。

第 28 条　会計は、収支決算書を作成し定期総会に報告し承認を得なければならない。定期総会の開かれない年は監査を受け、次期総会に承認をうけるものとする。

第 3 章　支　部

第 29 条　支部の設立は、理事会の承認を必要とする。

第 30 条　支部設立の条件は、会員15名以上をもって編成し、支部規約、役員等の組織上の形成を必要とする。

第 4 章　附　則

第 31 条　会員は、（住所・氏名・職業、等）に変更を生じたる時は、速やかに本会事務所及び、事務局に報告しなければならない。

第 32 条　この改定は、平成21年10月31日をもって発効する。

制定　昭和26年９月23日
改定　昭和41年10月23日
改定　昭和51年９月11日
改定　昭和55年11月１日
改定　昭和57年11月22日
改定　昭和59年11月11日
改定　昭和63年10月29日
改定　平成16年11月６日
改定　平成21年10月31日